

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区から役員
の退任について次のとおり届出があった。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	吉本 一幸	丸亀市飯山町上法軍寺1078番地	平成25年1月12日